

「原発と人権」ネットワーク事務局次長の柿沼です。本日は、当職も参加している「福島原発被害弁護団」からの記事紹介です。

「福島原発被害弁護団」は、福島県いわき市や首都圏、山口県などの弁護士組織する弁護団で、訴訟手続などにより、東京電力株式会社及び国に対し、福島第1原発事故による被害の完全な賠償を、国に対し、原発事故被害に関する政策を求めています。

HPのURLは、<http://www.kanzen-baisho.com/>

現在、同弁護団は、福島第一原発事故被害にあい、避難せざるをえなかった方々による「避難者訴訟」、低線量汚染地域及び収束に程遠い福島第一原子力発電所近くで日常生活を余儀なくされている方々による「いわき市民訴訟」、その他の個別訴訟、ADR申立てなどを行っています。

そんな中、以下の記事を紹介します。

<http://www.kanzen-baisho.com/#!/ce5r/6580244C-9C5A-4490-9B4E-301BBF2A17FA>

小綱木地区原発事故被災者の会結成総会

08/04/2014

2014年8月3日、川俣町中央公民館にて「小綱木地区原発事故被災者の会」結成総会が開催されました。

小綱木地区は186世帯約1300人が暮らしています。総会には全世帯の95%（172世帯）から参加がありました。

同地区は地形的に中山間地にあり、9割が山林、住民のほとんどが農家です。そして川の水や山菜・木の実など山の恵みを楽しんで暮らしてきました。

しかしながら、原発事故により、この平穏な暮らしが突然に全て奪われました。

この地区では、現在でも高放射線量が測定されていますが、隣接する山木屋地区や飯舘村のように避難地区に指定されていません。

住民は高放射線量の下で不安を抱えながら暮らしていますが、避難地区に指定されていないこともあり、東京電力の賠償基準も国の支援も全く不十分な状況です。

そこで、この度、住民の皆さんは、「福島第一原子力発電所事故による被害について原状回復を求めるとともに、被害により地区住民が負っている精神的な負担に対し、損害賠償の請求を行うこと目的として」原発被災者の会を結成しました。

今後、会では目的達成のため、情報の収集、原子力損害賠償紛争解決センターへのADR申立て、その他必要な事業を行っていきます。

私たち福島原発被害弁護団は原発事故被災者の会と力を合わせて被災者の人権回復を求めていきます。

私も、この結成総会に参加し、小綱木地区の住民の方々のお話を聞かせていただきました。事故直後の混乱の実態、福島第一原発周辺から多くの方々が続々と避難してきているが、情報は乏しく、自分たちも避難しなければならない状況なのかも分からない不安など、身につまされるものでした。

また、事故後、放射能汚染に対する不安で、従前からの生活ができなくなったことなどお話を聞かせていただきました。